

石川県・金沢市のオフィス系企業立地助成金のご紹介

制 度	金沢市デジタル関連企業立地助成金		石川県IT・コンテンツ企業立地促進補助金
区 分	新設型 (市内に事業所を有しない デジタル関連企業による開設)	増設型 (市内に事業所を有するデジタル 関連企業による開設)	新設型 (県内に事業所を有しない企業による開設)
対象区域	金沢市集約都市形成計画で定める「都心拠点」 + 湊4丁目地内の50m道路沿い		金沢市内全域
対象業種	<ul style="list-style-type: none"> ・自然科学研究所 ・ソフトウェア業 ・デザイン業 ・機械設計業 ・エンジニアリング業 ・情報処理サービス業 ・情報提供サービス業 	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネット付随サービス業 ・映像情報制作・配給業 ・音声情報制作業 ・新聞業 ・出版業 ・広告制作業 ・映像・音声・文字情報制作に付随するサービス業 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報サービス業 ・インターネット付随サービス業 ・映像・音声・文字情報制作業 ・デザイン業 ・機械設計業
要 件	常用雇用者数5名以上（開設後1年以内） 事業所での業務を3年以上継続することが見込まれること		雇用者数5名以上（開設後1年以内・非正規雇用含む） 企業の設立から3年以上経過していること
対象経費	土地・建物・機械設備等の取得費、建物改修費、設備移設費、 土地・建物の賃借料（3年間）		土地・建物の取得費、建物改修費、事務機器の取得費、 リース料、県外からの移転費 土地・建物の賃借料及び通信回線料（5年間）
助 成 額	対象経費×20%及び 新規常用雇用者数（移転者含む） ×20万円	対象経費×7.5%及び 新規常用雇用者数（移転者含む） ×20万円	対象経費×30%及び 新規常用雇用者数（純増）×50万円
限 度 額	2,000万円		5,000万円

新設型の場合、石川県・金沢市合わせて対象経費の50%（限度額7,000万円）が助成される場合があります。
まずはご相談ください。